

天拝小学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月 制定
令和 5年 1月 改訂

筑紫野市立天拝小学校

ここに定める「天拝小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ防止基本方針を定める意義

【天拝小学校いじめ防止基本方針策定の意義】

- ①基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、組織として一貫した対応ができる。
- ②いじめに関する学校の対応を示すことで、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめの加害者への支援につながる。

2 いじめの問題に対する基本的な考え方

【いじめの定義】（推進法：第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【一定の人間関係】

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

【心理的又は物理的な影響】

心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。

仲間はずれ、集団による無視をされる。

パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

金品をたかられる。

金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

(1) いじめに関する基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ①「いじめは、人間として絶対に許されない。」
- ②「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。」
- ③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。」

(2) 基本的な構え

- ①生命・人権を尊重し、差別やいじめを許さない信頼感に満ちた学校づくりを行う。
- ②表面には現れなくても、いじめにつながりかねない事例は多々あり、児童の言動を正確に把握する方策をとる。
- ③全職員が担任という意識で、全校の児童を見守る意識・体制づくりを行う。
- ④学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ⑤全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ⑥「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人ひとりに指導を徹底させる。
- ⑦「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人ひとりを大切にする教職員の意識や態度を日常的に醸成する。
- ⑧いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

【いじめ解消の定義】

(加害) 行為がやんでいる状態が3ヵ月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

※ただし、3ヵ月経過したら学校は対応しなくてもよいということではない。

3 いじめ防止等のための組織（いじめ防止対策委員会の設置）

【学校におけるいじめ防止等の対策のための組織】（推進法：第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

○本校は、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【組織の構成】

[学校職員メンバー] 校長・教頭・主幹教諭・学年1名・生徒指導主務者・養護教諭 他

[ケース会議等参加者] コミュニティ推進協議会委員・民生委員児童委員

スクールカウンセラー・児童教育相談機関担当者など

本組織の主な役割としては、次のようなものが考えられる。

- ◇学校の基本方針に基づく取組の推進やPDCAサイクルに沿った年間計画の作成・実行・検証・修正
- ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ◇関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の

対応

◇日常的な指導体制の確立と情報収集・対策の吟味

4 いじめの未然防止のための取組（自尊感情・自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（「楽しく、分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ①全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ②全ての児童が大切な学級の一員であり、一人ひとりが仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、共感的な人間関係づくりや、自己選択・自己決定の場をより多く設定することができるよう学級経営・教科指導を充実する。
- ③いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ④教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ⑤「学級・学校に自分の居場所がある」ということを実感させられるような教育相談に努める。

（２）生命や人権を大切にしている指導（豊かな心の育成）

- ①様々な人と関わり合うことで、社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるように、地域の方々との交流、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の豊かな体験活動を充実する。
- ②教育活動全体を通じて、児童一人ひとりに、命を大切にしている心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ③誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わり合えることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、支持的風土が溢れる学校づくりを進める。

（３）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ①教育活動全体を通じて、以下の３点を留意した指導を充実する。
 - ア 児童生徒に自己存在感（自尊感情）を与える。
 - イ 共感的な人間関係を育成する。
 - ウ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ②インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、系統的な指導計画の作成や、保護者や地域の方も交えたコミュニティ推進協議会での情報交換などを充実させる。
- ③家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を活用した情報モラルに関する啓発の充実に努める。

5 いじめの早期発見・早期対応

（１）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ①いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ②学級担任や担任外教師、養護教諭等、全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい観察・児童理解と情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、関係機関とも連絡を密に取り合い、連携・協力体制を整備する。

(2) 教育相談の充実

- ①教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が構築できるよう、日ごろから児童理解に努める。
- ②問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ③児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主務者を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ①教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、本基本方針の共通理解、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を充実させる。
- ②年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、教育事務所・筑紫野市教育委員会等が出した各種の啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人ひとりの教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ③いじめの事案があった際には、組織として素早く対応するとともに、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ①いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、解決への指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童や、その保護者の思いを受け止め、いじめめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を構築することを大切にする。
- ②県PTA連合会の「いじめ防止強化月間の取組」(6・10月)に合わせて「いじめ早期発見チェックリスト」の活用を図りながらいじめ未然防止、早期発見に取り組む

(5) 関係機関等との連携

- ①いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日ごろから筑紫野市教育委員会や関係機関、コミュニティ推進協議会、民生児童委員さん等とのネットワークを構築して、早期解決に向けた連携・協力をを行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ②インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて関係機関と連携して解決にあたる。

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応(いじめ防止対策委員会・児童の活動)の年間計画

月	教職員の取組	児童の活動	評価
4	<input type="checkbox"/> 全職員での「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 <input type="checkbox"/> 学校だより等による発信、PTA総会での概要説明 <input type="checkbox"/> コミュニティ推進協議会で「基本方針」説明 <input checked="" type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と集約と点検 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会(生徒指導部会)の実施	<input type="checkbox"/> 学級開きと学級のルールづくり【全校】 <input type="checkbox"/> JRC加盟登録式【全校】 <input type="checkbox"/> 人間関係づくりトレーニング①【全校】	(P) D
5	<input type="checkbox"/> 「気になる児童の報告会」実施 <input checked="" type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と集約と点検 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会(生徒指導部会)の実施	<input type="checkbox"/> 人権学習①【全校】	D

6	<input type="checkbox"/> 全校一斉教育相談の実施 <input type="checkbox"/> コミュニティ推進協議会で児童の実態把握 <input type="checkbox"/> いじめ未然防止・早期発見チェックシートの活用 <input checked="" type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と集約と点検 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）の実施	<input type="checkbox"/> 情報モラル教室① 【3・4年生】 <input type="checkbox"/> 縦割り顔合わせ【全校】 <input type="checkbox"/> 天拝っこ集会【全校】	D
7	<input type="checkbox"/> 保護者との個人懇談実施 <input type="checkbox"/> 夏季休業中の指導 <input checked="" type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と集約と点検 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）の実施		D
8	<input type="checkbox"/> 児童理解についての職員研修（夏季休業中）		D
9	<input type="checkbox"/> 学校だよりによる発信 <input type="checkbox"/> 前期学校評価による評価実施 <input checked="" type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と集約と点検 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）の実施	<input type="checkbox"/> 情報モラル教室② 【5・6年生】	C①
10	<input type="checkbox"/> 全校一斉教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 秋季休業中の指導 <input type="checkbox"/> いじめ未然防止・早期発見チェックシートの活用 <input checked="" type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と集約と点検 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）の実施	<input type="checkbox"/> 人権学習②【全校】 <input type="checkbox"/> 人間関係づくりトレーニング②【全校】	A①
11	<input checked="" type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と集約と点検 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）の実施	<input type="checkbox"/> アウルフェスタ【全校】 <input type="checkbox"/> 縦割り活動①【全校】	D
12	<input type="checkbox"/> 冬季休業中の指導 <input checked="" type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と集約と点検 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）の実施	<input type="checkbox"/> 道徳公開授業【全校】	D
1	<input type="checkbox"/> コミュニティ推進協議会で児童の実態把握 <input checked="" type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と集約と点検 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）の実施	<input type="checkbox"/> 人権学習③【全校】 <input type="checkbox"/> 人間関係づくりトレーニング③【全校】	D
2	<input checked="" type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と集約と点検 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）の実施	<input type="checkbox"/> 縦割り活動②【全校】	D
3	<input type="checkbox"/> 後期学校評価による評価実施 <input type="checkbox"/> 本年度の反省と次年度方針決定 <input checked="" type="checkbox"/> 教育相談アンケートの実施と集約と点検 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）の実施	<input type="checkbox"/> 縦割り活動③【全校】	C② A② ↓ P

7 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

☆「いじめ防止対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的対応を行う。

【組織の名称と役割】

名称：天拝小学校いじめ防止対策委員会

役割：・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正

- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有
- ・学校における、いじめであるかどうかの判断
- ・関係のある児童への事実確認の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

— 対応の重点 —

☆いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。

- ①いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ②いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ③保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省するよう指導に努める。
- ④いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

— 対応順序（概要） —

- ①いじめの兆候、情報、訴えの察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家の力を借りる）
- ⑤いじめた側の児童への指導と支援（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や教育相談機関との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

【一次対応：緊急】

ア 事実関係の把握

- ・「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われたか）」を本人に具体的に確かめながら記録
- ・聞き取りをした内容については時系列に整理
- ・聞き取りは最も信頼されている教師等が対応するなど、学校全体で組織的に対応

イ 安全確保と全面的な支援（心のケア）

- ・緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難措置として別室登校（保健室等）を検討

ウ 校長及び関係職員ならびに保護者への報告

- ・聞き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告
- ・不安感や不信感を抱かせないように十分配慮した保護者への報告

エ 教育委員会への報告

- ・いじめと認知した事実についてはすべて報告

【二次対応：短期】

- オ いじめられている児童の指導・援助の方策案の協議
- カ 支援体制方策についての全職員による共通理解
- キ 担当者の確認（いじめられている児童と最も信頼関係ができていない教師）
- ク 担当者となった教師を中心とした児童の支援
- ケ 担当者をサポートするプロジェクトチーム（児童に関わりの深い教師数名）の組織化と日常的な指導や援助へのサポート

【三次対応：長期】

- コ いじめられた児童の学級及び手段への適応の促進
 - ・チェックリスト等を活用した日常的な観察、定期アンケートの活用（継続指導）
 - ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング等の実施
- ※「いじめられている児童を全面的に支援し、守り抜く」姿勢で対応する。
- ※教育委員会や関係諸機関とも積極的に情報の共有化、共通理解を図る。事案によっては教育委員会の協議結果等をふまえて対応する。

(2) いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【一次対応：緊急】

- ア 複数教師による事実と経過の確認
 - ・いじめた児童が複数の場合、複数の教師による事実と経過の同時聞き取り
 - ・「いつ、どこで、誰に、何を（言った）か」を具体的に記録
 - ・事実関係と指導を明確に区別
- イ 校長、関係職員及び保護者への報告
 - ・聞き取り結果を時系列に整理した資料を準備し、速やかに校長及び関係職員に報告
 - ・複数の教師で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握
 - ・保護者との信頼関係を築き、共通理解や協働意識をもって解決を図る

【二次対応：短期】

- ウ いじめの態様等による指導方針の立案と職員間の共通理解

【三次対応：長期】

- エ 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けた継続的な指導
 - ・保護者の養育態度の変容等への支援
 - ・いじめを生まない教育活動の積極的な実施

(3) 「重大事態」と判断された時の対応

☆いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下のような組織的対応を行う。

【組織の名称と役割】

名称：天拝小学校いじめ防止対策委員会

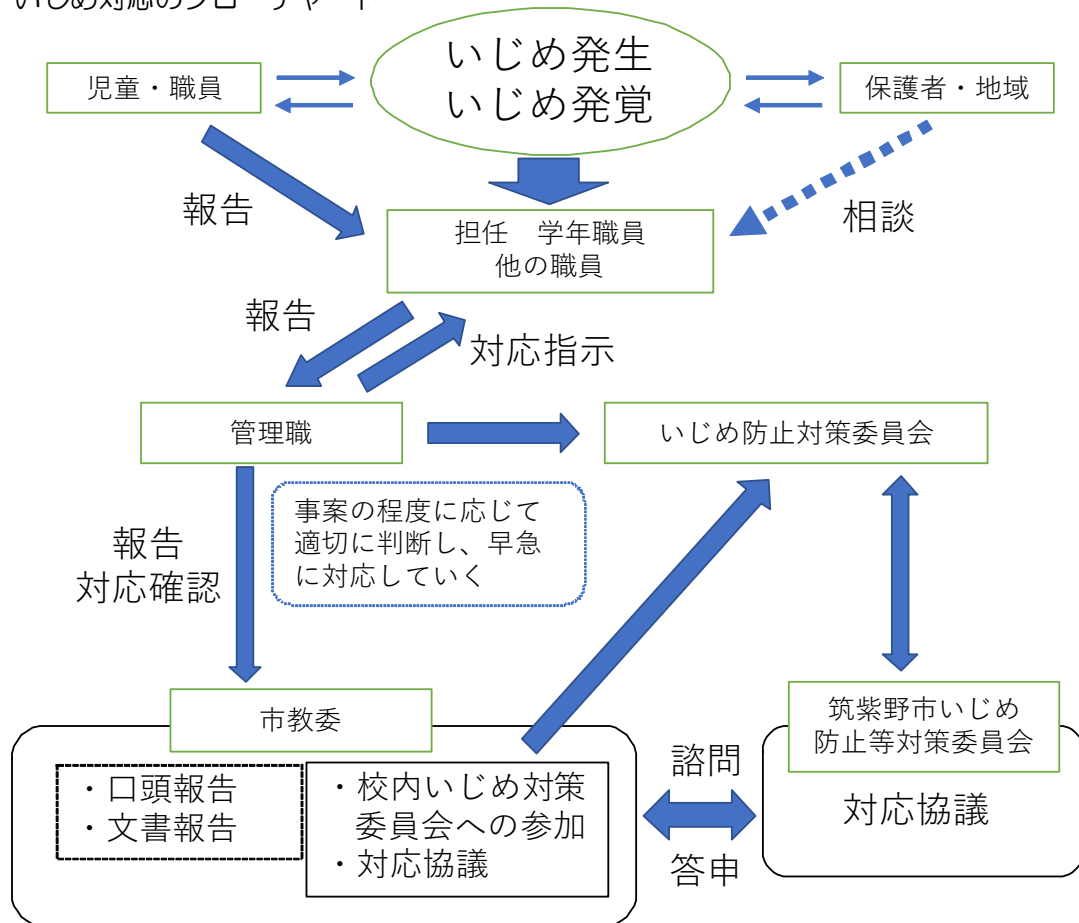
役割：・重大事態の発生について教育委員会への報告

- ・重大事態に係わる事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

— 主な対応と順序 —

- ア 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- イ 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ウ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- エ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(4) いじめ対応のフローチャート



8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること
- ③ いじめのない学校づくりを推進していくため、学校評価の結果をPDCAサイクルに積極的に反映していく

9 個人情報等の取扱い

個人調査（アンケート等）について

- ① いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。
- ② その他随時いじめ問題で発生した個人情報については、その都度保存期間等について定める。